

## 指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学校教育法施行令第8条の規定に基づく新座市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する小学校又は中学校の変更及び同令第9条の規定に基づく区域外就学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 保護者は、教育委員会に指定校変更及び区域外就学の申請を行うことができる。

2 前項の申請を行おうとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育委員会所定の申請書に別表1に定める承認基準に応じて必要書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

(承認)

第3条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、別表1に定める承認基準により審査を行い、指定校変更及び区域外就学を承認することができる。

(意見照会等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更及び区域外就学を承認する場合には、必要に応じて、関係学校長及びその他の関係者に意見照会又は事実関係の照会を行うことができる。

(承認の例外)

第5条 教育委員会は、学級編制など学校運営に著しく重大な支障が生じる場合については、第3条の規定にかかわらず、これを不承認とすることができる。

(承認の取消し)

第6条 教育委員会は、申請者が次の各号に該当する場合は、指定校変更及び区域外就学の承認を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定校変更及び区域外就学の承認を受けたとき。
- (2) 指定校変更及び区域外就学の承認に付した条件に違反したとき。

(学校長、申請者への通知)

第7条 教育委員会は、第3条の規定による審査の結果について、速やかに関係学校長及び申請者に通知する。

(委任)

第8条 この基準に必要な書類の様式については、学校教育部長が別に定める。

附 則（平成29年7月28日 教育長決裁）

- 1 この基準は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 指定校変更の審査に係る事務処理内規（平成6年3月16日教育長決裁）は廃止する。